農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十三号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。）の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦

内閣総理大臣　野田　佳彦

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十四号

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令

内閣は、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条及び第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第九号を次のように改める。

九　水防に関すること（水政課の所掌に属するものを除く。）。

第九十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百二十二条中「都市鉄道課」を「都市鉄道政策課」に、「財務課」を「鉄道事業課」に、「鉄道業務政策課」を「国際課」に改める。

第百二十三条第二号中「鉄道業務政策課及び技術企画課」を「他課」に改め、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第百二十五条（見出しを含む。）中「都市鉄道課」を「都市鉄道政策課」に改め、同条第四号中「財務課」を「鉄道事業課」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（以下「都市鉄道等」という。）」を「都市鉄道等」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（以下この条において「都市鉄道等」という。）の利用の促進、都市鉄道等による運送サービスの向上及び都市鉄道等による輸送に障害を生じた場合における駅の利用者の安全の確保に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第百二十六条（見出しを含む。）中「財務課」を「鉄道事業課」に改め、同条第一号中「の事業に関する財務」を「及びこれらの事業の発達、改善及び調整」に改め、「こと」の下に「（他課及び安全監理官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八号から第十号までを削る。

第百二十七条を次のように改める。

（国際課の所掌事務）

第百二十七条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道局の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　鉄道局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

三　鉄道局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

四　陸運機器等の製造、販売及び修理に関する事業の発達、改善及び調整（当該事業の海外事業活動に係るものに限る。）に関すること。

第百二十八条第六号中「総務課」を「国際課」に改める。

第百五十七条中「振興課」を「産業港湾課」に、「国際・環境課」を「海洋・環境課」に改める。

第百五十八条第三号中「振興課」を「海洋・環境課及び海岸・防災課」に改める。

第百五十九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　港湾に係る事務で国土の総合的な利用、整備及び保全又は地域の振興に関するものに関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

第百六十条（見出しを含む。）中「振興課」を「産業港湾課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　港湾における産業の国際競争力の強化のために行う港湾の整備、利用、保全及び管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第百六十条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「臨海工業地帯の開発」を「港湾における産業の国際競争力の強化」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「臨海工業地帯の開発」を「港湾における産業の国際競争力の強化」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に係るものに関すること。

第百六十条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第九号とし、同条に次の一号を加える。

十　港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

第百六十一条第一号中「他課」を「海洋・環境課及び海岸・防災課」に改め、同条第二号及び第三号中「振興課」を「海洋・環境課」に改め、同条第四号中「振興課及び国際・環境課」を「海洋・環境課」に改める。